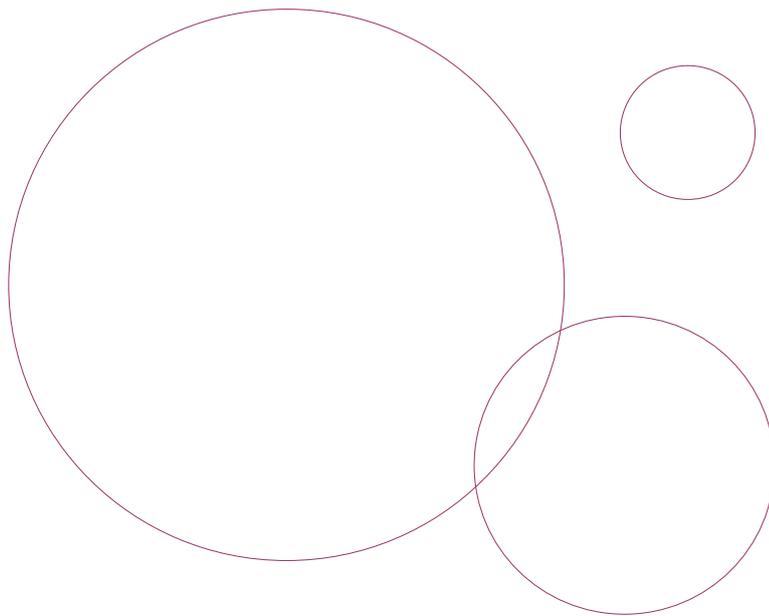


倉吉市男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）

第6次くらしよし男女共同参画プラン



令和3年3月

倉吉市



目 次

第1章 第6次くらし男女共同参画プランの策定にあたって	1
-----------------------------	---

第2章 基本目標・重点目標・施策の方向

基本目標1 男女がともに活躍できる環境づくり

(1) 政策・方針決定における男女共同参画の実現	5
①審議会等への女性の積極的登用	
②女性の能力開発と人材育成の推進	
(2) 働く場における男女共同参画の実現（女性活躍推進法に基づく推進計画）	7
①性別に関係なく能力が発揮できる職場環境の整備の推進	
②ワーク・ライフ・バランスの推進	
③女性の職業生活における活躍の推進	
④農業、商工業等における女性労働者の権利の確保	
(3) 地域における男女共同参画の実現	10
①地域活動への男女の積極的参画の推進	
②みんなで支えあう地域づくりの推進	

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

(1) 配偶者等に対する暴力の根絶（倉吉市DV防止計画）	12
①配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	
②相談・支援体制の充実	
(2) 男女の生涯を通じた健康支援	14
①生涯にわたる男女の健康支援	
②妊娠・出産等女性の健康と権利の啓発	
(3) だれもが安心して暮らせる環境整備	15
①高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	
②多様な性を認める地域づくり	
③外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	
④男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	
⑤メディアリテラシーの向上	

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

(1) 男女共同参画を実現する啓発活動の推進	18
性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進	
(2) 男女共同参画を実現する保育・教育・学習活動の推進	20
教育・保育の場、家庭、地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	

(3) 家庭における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

①家事・育児・介護への男性の参画の促進

②両立支援に関する情報の提供と関連制度の理解促進

男女共同参画を実現するプランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

①推進体制の充実

②市民・事業者との連携・協働と啓発の充実

③点検・評価

【資料編】

倉吉市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

倉吉市男女共同参画推進本部・幹事組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

くらし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

倉吉市男女共同参画推進市民会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

男女共同参画関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

【表紙イラストの説明】

まちなみの上部に表す円は、包摂（インクルージョン）を表しており、市民一人ひとりを社会の構成員として取り込む姿をイメージしています。また、円の大小は時空的遠近感を表しており、包摂性のある社会が持続している姿を表しています。



第6次くらし男女共同参画プラン施策体系

男女共同参画のまちくらし

基本目標（3つの柱）

重点目標

施策の方向

目標 1
男女がともに活躍できる環境づくり



(1)政策・方針決定における男女共同参画の実現

(2)働く場における男女共同参画の実現(女性活躍推進法に基づく推進計画)

(3)地域における男女共同参画の実現

① 審議会等への女性の積極的登用

② 女性の能力開発と人材育成の推進

① 性別に関係なく能力が発揮できる職場環境の整備

② ワークライフバランスの推進

③女性の職業生活における活躍の推進

④農商工業等における女性労働者の権利の確保

①地域活動への男女の積極的参加の推進

②みんなで支えあう地域づくりの推進

目標 2
安心・安全に暮らせる社会づくり



(1)配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

(2)男女の生涯を通じた健康支援

(3)だれもが安心して暮らせる環境整備

①配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進

②相談・支援体制の充実

①生涯にわたる男女の健康支援

②妊娠・出産等女性の健康と権利の啓発

①高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの支援と自立促進

②多様な性を認める地域づくり

③外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

④男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

⑤メディアリテラシーの向上

目標 3
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



(1)男女共同参画を実現する啓発活動

(2)男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

(3)家庭における男女共同参画の実現

①性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進

①教育・保育の場、家庭、地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進

①家事・育児・介護への男性の参画の促進

②両立支援に関する情報の提供と関連制度の理解促進

1 プラン策定の趣旨

本市では、「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」（平成6（1994）年）に基づき、人権を尊重する社会をめざしたまちづくりを進め、平成9（1997）年に「くらし男女共同参画プラン」を策定、平成15（2003）年に倉吉市男女共同参画都市宣言を行い、翌年の平成16（2004）年には市民と協働で策定した「倉吉市男女共同参画推進条例」を制定する等、男女共同参画の推進に積極的に取り組んできました。

国では、平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」で、だれもが性別にかかわらず互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題として位置付けています。

平成27（2015）年には、少子高齢化や人口減少の急速な到来、格差と貧困の問題などに対応するため、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」といいます。）が成立しました。令和3年度以降の国の第5次男女共同参画基本計画では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を第1の政策領域に上げ、あらゆる意思決定の場での女性の参画拡大や女性活躍の機会を一層広げていくことをめざすなど、男女共同参画社会の実現をさらに加速させる取り組みが進められます。

また、平成30（2018）年には、ワーク・ライフ・バランス¹の実現に必要な働き方改革の推進に向け、日本法における8本の労働法を改正する「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律²」が成立し、男女共同参画や女性活躍の推進に影響のある法改正が進められています。

国際社会においては、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）³」の一つとして“ジェンダー⁴平等”が掲げられ、「すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと」「介護や家事等の無償労働を認識・評価すること」「意思決定における女性の参画とリーダーシップの機会を確保すること」などの具体的な目標が定められ、男女平等に向けた取り組みが積極的に進められています。

少子高齢社会、人口減少社会における、雇用状況の変化や働き方・ライフスタイルが多様化する中で、男女がともに健康で充実感を感じながら生活することができる環境づくり、職場・地域・社会の活性化を図る様々な取り組みが必要です。また、近年、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、女性は男性に比べ非正規労働者が多いことなどから、生活困難に陥りやすい状況にあります。特に大規模災害の発生や感染症等の流行といった非常時には、女性の方が家庭での家事育児等の責任が集中し

¹ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいい、そのための職場や社会環境を整えること。

²働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律：多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進するために8本の労働に関する法律の改正を行う法律。雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働者法、労働契約法、労働者派遣法の改正法。

³SDGs（持続可能な開発目標）：P3の6参照

⁴ジェンダー：男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」「こうあるのが自然」といった社会のなかで共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識などと、それらと関連してつくりだされている社会制度や社会構造における性のありようのこと。「女らしさ／男らしさ」「社会的な性別役割」など、社会的・文化的な性別の区分の呼称とされることもあります。

がちになる、職を失いやすい、DV（ドメスティック・バイオレンス⁵）や性暴力が増加するなど、平常時には隠れていた問題が表面化するため、あらゆる施策や活動を男女共同参画の視点で改めて考える必要があります。

こうした現状を踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな問題に対応するため、諸施策を総合的かつ計画的に推進する「第6次くらし男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの基本理念

倉吉市男女共同参画推進条例第3条の基本理念を基に、次の4項目をこのプランの基本理念とします。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の社会における活動の自由な選択に対し、性別による固定的な役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう、社会における制度や慣行が配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者⁶における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

3 プランの目標

このプランは、「男女共同参画のまちくらし」の実現を目標とします。

男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし「男女がともに活躍できる環境づくり」「安心・安全に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」という3つの基本目標をもって体系化しています。

4 プランの期間

このプランの期間は、「第12次倉吉市総合計画【前期基本計画】」の期間に合わせて令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化やこのプランの推進に合わせて、必要に応じて内容の見直しを行います。

5 プランの位置付け

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び倉吉市男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策を、市が市民・事業者と協働で総合的に推進する計画です。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項

⁵DV（ドメスティック・バイオレンス）：Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力などいろいろな形で身近に存在します。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、性別にかかわらず配偶者（「内縁関係」や「事実婚」、離婚した配偶者を含む。）等からの暴力の被害者を対象としており、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令など被害者保護のための措置を定めています。

⁶事業者：倉吉市男女共同参画推進条例に定義されている事業者。市内に事務所または、事業所を有する法人及び個人その他団体のこと。

の規定に基づく基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく推進計画としても位置付けるものです。

そして、このプランは、「第12次倉吉市総合計画【前期基本計画】」の個別計画であり、関連する市の他の個別計画と整合性を図るものとします。

6 持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ）:Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ））の推進

平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴール（目標）の下に169のターゲット（具体的目標）を定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済、社会及び環境をめぐる広い範囲の課題に対して総合的に取り組むこととされ、そのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント⁷」が掲げられています。このプランでは、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成をめざします。



7 市民の意見を取り入れたプランづくり

このプランの策定にあたっては、市民の男女共同参画に関する意識や意見等を反映させるために、次のような方法を用いました。

（1）男女共同参画に関する市民意識調査⁸

⁷女性・女児のエンパワーメント：女性・女児が「力をつけること」をいい、女性・女児一人ひとりが、法的、経済的、政治的な力や自己決定能力などの力をつけていくことです。そのことにより、女性・女児の社会的な力を高め、政策・方針決定過程へ参画していくことをめざすものです。日本ではこの言葉は1980年代から広く知られるようになりましたが、女性運動進められる中で、「本来持っている能力を自らまたは人との関わりの中で引き出すこと」と再定義されています。

⁸男女共同参画に関する市民意識調査：倉吉市内に在住する18歳以上の市民（準世帯を除く）2,000人（住民基本台帳から無作為に、男女・年齢・地区別に抽出）を対象に令和2年6月実施。有効回答者数804人、有効回答率40.5%。平成27年度調査は20歳以上の市民1,000人を対象。

男女共同参画についての市民の意識や要望を把握するため、令和2（2020）年度倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「男女共同参画に関する意識調査」と表記します。）を行いました。また、毎年実施している倉吉市市民意識調査⁹（以下、「市民意識調査」と表記します。）の男女共同参画に関する部分の結果を参考としました。

(2) くらよし男女共同参画推進スタッフ¹⁰によるワークショップ

地域の男女共同参画を推進していくために必要なことについて、市内各地区から男女各1名ずつ委嘱しているくらよし男女共同参画推進スタッフにワークショップ形式で意見を聞きました。

(3) 倉吉市男女共同参画推進市民会議

倉吉市男女共同参画推進条例の規定に基づき、このプランに掲げる施策の内容を諮問し、答申を受けたものです。

(4) パブリックコメント等

市民の意見を反映させるため、第6次くらよし男女共同参画プラン（案）をホームページに掲載し意見を募集するとともに、市内で男女共同参画を推進する団体や個人の方に意見を広く求めました。

8 プランを推進するための市の体制等

このプランを推進するため、副市長を本部長とする倉吉市男女共同参画推進本部（市の部長職で構成）及び幹事会（市の関係課長職で構成）で課題について協議を行い、全庁的に施策の見直し等に取り組みます。

また国、鳥取県において推進すべき施策については、連携を図り、あらゆる機会を通じて積極的に働きかけを行います。

さらに、このプランは、男女共同参画社会の実現のため行政、市民、事業者がお互いに理解と協力をもって進めるものであり、市民・事業者の皆様の積極的な参画を期待します。

※ 詳細は、P23「男女共同参画を実現するプランの推進」のとおりです。

⁹市民意識調査：まちづくりを計画的・総合的に進めていくために、市民の生活実態や問題意識・市の政策についての満足度を把握し、今後のまちづくりの方針や施策の展開の参考にするために行う調査。倉吉市内に在住する20歳以上の市民（準世帯を除く）2,500人（住民基本台帳から無作為に、男女・年齢・地区別に抽出）を対象に毎年5月実施。令和2年度調査有効回答者数1,256人、有効回答率50.25%。

¹⁰くらよし男女共同参画推進スタッフ：くらよし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱参照。市内各地区自治公民館協議会等からの推薦や公募による人で構成されている市の男女共同参画を推進の啓発活動に協力します。

基本目標1 男女がともに活躍できる環境づくり



(重点目標1) 政策・方針決定における男女共同参画の実現

【現状と課題】

倉吉市では、第3次くらし男女共同参画プラン（平成18（2006）～22（2010）年度）から審議会¹¹等における女性登用率の目標を40%と定め、これを達成するための取り組みを行ってきましたが、その実績は、平成27（2015）年度に31.6%、令和2（2020）年度に30.4%と停滞しています。背景として、団体等から委員として推薦される人が男性の代表者である場合や、当該団体等の役員に女性が少ないことが考えられます。

男女共同参画に関する意識調査においても、「民生委員や審議会委員など公的な活動」での役を頼まれた場合に断ると回答した人は男女全体で56.5%であり、このうち男性が50.5%であったのに対して、女性は61.3%という結果でした。（図1）

これは、家事の負担があるため会議に出席しにくい時間帯がある等、性別による固定的役割分担意識¹²等を背景として、女性が活動しやすい機会の提供と環境づくりが十分でないため役員を引き受けることに消極的であること等がうかがえます。

今後、女性があらゆる分野に参画し、審議会等の委員における男女の割合の均衡を図るため、男女それぞれが意識改革やさらなる人材の掘り起こしをする必要があります。また、審議会等の設置に関する規程において女性委員についての規定を置く等の施策を進めるため、学習機会の提供等による女性の人材発掘・人材養成及び市民活動の支援により女性のエンパワーメントを図ることが重要です。

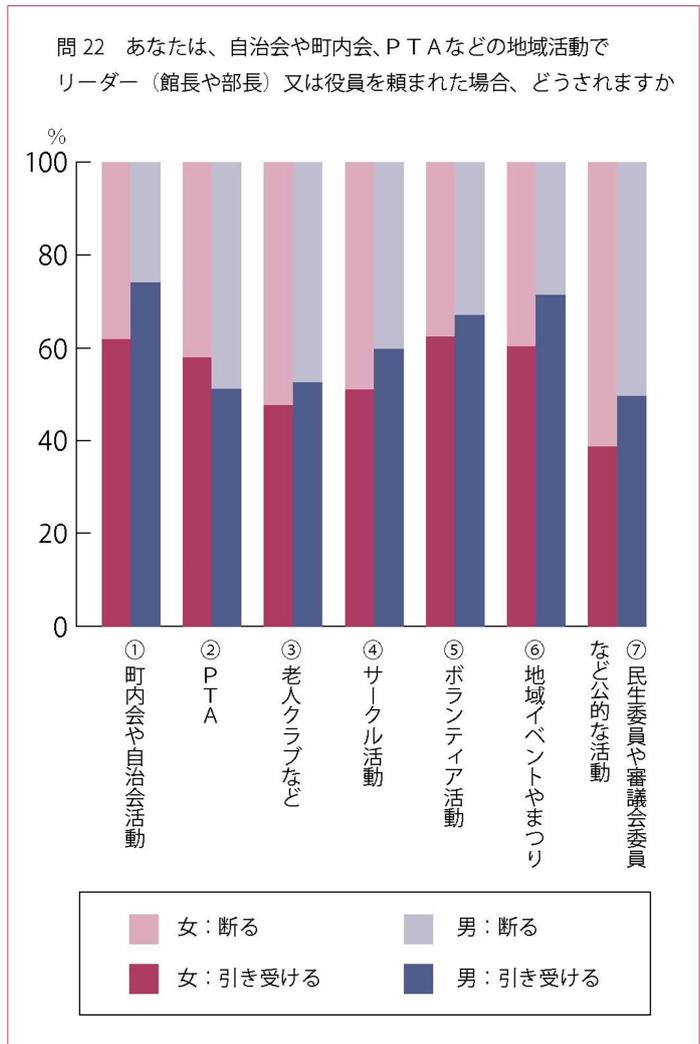


図1

* 「引き受ける」の内訳は、①「頼まれたら喜んで引き受ける」
 ②「家庭のことなど周囲の状況が許せばできるだけ引き受ける」
 ③「できれば引き受けたくないが、やむを得ず引き受ける」を合算したもの。
 このうち③の割合が最も多い。

¹¹審議会：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会で、法律若しくはこれに基づく政令または条例の定めにより、その事項について調停、審査、審議または調査等を行う機関。倉吉市においては国民健康保険運営協議会（令和2年4月1日現在）他24の審議会が設置されています。

¹²性別による固定的役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

【評価指標】

評価指標	基準値(R2)	目標値(R7)
公的審議会・委員会 ¹³ 等の女性登用率	30.4%	40.0%
倉吉市女性人材登録制度 ¹⁴ による登録者数	42人	55人

【施策の方向①】 審議会等への女性の積極的登用

市政に男女の多様な考え方を反映させるため、市の審議会等の委員における女性登用率を40%に設定し、女性参画を推進します。

施策	施策の内容	所管
審議会等の設置に関する規程に女性委員についての規定を置く等の施策の実施	女性委員の割合が低い分野の審議会等において、審議会等の設置に関する規程に女性委員に関する規定を置く施策の実施	人権政策課 審議会・各種委員会の関係課
女性人材登録制度の周知と登録の推進	女性人材登録制度について市報やホームページ等での情報提供と人材活用の推進	人権政策課

【施策の方向②】 女性の能力開発と人材育成の推進

政策・方針決定における女性のエンパワーメントを図るため、啓発講座等を開催し女性の能力開発の機会を確保するとともに人材育成を推進します。

施策	施策の内容	所管
日本女性会議 2022 in 鳥取くらしの開催及びその後の継続した女性活躍の機運醸成	日本女性会議 2022 in 鳥取くらしの開催に向けた準備等各種取り組み及び大会開催により女性活躍の機運醸成と人材育成につなげる	人権政策課
市内の男女共同参画推進団体等市民団体や労働団体との連携・協働による啓発	男女共同参画推進団体や労働団体と連携し、その企画・意見を取り入れた講座の開催による人材育成の推進を図る	人権政策課
鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」 ¹⁵ との連携	よりん彩との連携による意識啓発及びリーダー養成	人権政策課

¹³委員会:地方自治法(第180条の5)に基づく委員会で、法律の定めにより設置が義務付けられています。倉吉市においては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会が設置されています。

¹⁴倉吉市女性人材登録制度:審議会等の市の政策・方針決定の場で積極的に女性に参画する機会を提供するため、また、地域における女性リーダーの要請を促進するために専門的な知識、経験等をもつ女性を登録する制度。登録者の専門分野等を参考に審議会委員等の委員選考時に活用します。

¹⁵鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」:鳥取県の男女共同参画社会をつくるための啓発、情報提供、相談、活動支援を行う拠点施設。だれでも自由に利用できる交流サロンや図書の貸し出し、保護者同伴で利用できる子ども室などが完備されています。(倉吉未来中心1階)

（重点目標2）働く場における男女共同参画の実現（女性活躍推進法に基づく推進計画）

【現状と課題】

倉吉市の就業者のうち女性の比率は47.4%で、女性の労働力率（15歳以上の女性総人口に占める労働力人口の割合）は51.6%となっています。女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚、出産、子育て期も継続就業する人が全国平均に比べて高く、M字カーブ¹⁶の窪みはほとんどみられません。（図2）

また、女性の管理的職業従事者割合は18.7%で、全国平均の16.4%及び鳥取県17.9%に比べて高い傾向がみられます。（平成27年国勢調査）

女性の就業環境は、法律や制度等の改正が進み、性別による固定的役割分担意識や男性中心の職場意識にもわずかに変化がある一方で、雇用機会や待遇の面等でいまだ男女格差があります。

男女共同参画に関する意識調査では、男女の平等感を問う設問において職場については、「男性が優遇されている」と回答した人は55.6%あり、平成27年度調査時と比較してあまり変わっていません。一方、職場の現状を問う設問においては、「管理職に男性が多い」と回答した人は55.0%、「賃金・昇給・定年制など待遇に男女格差がある」と回答した人は19.8%で、具体的な管理職や待遇の男女格差について「格差がある」とする回答の割合は若干減少傾向にあります。（図3）

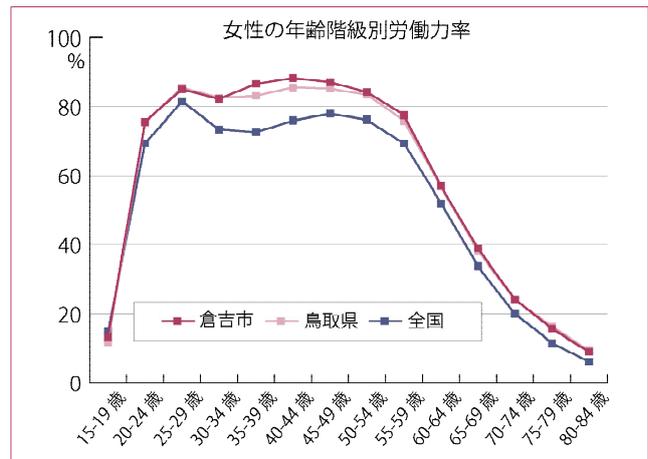


図2

問14 職場の現状について

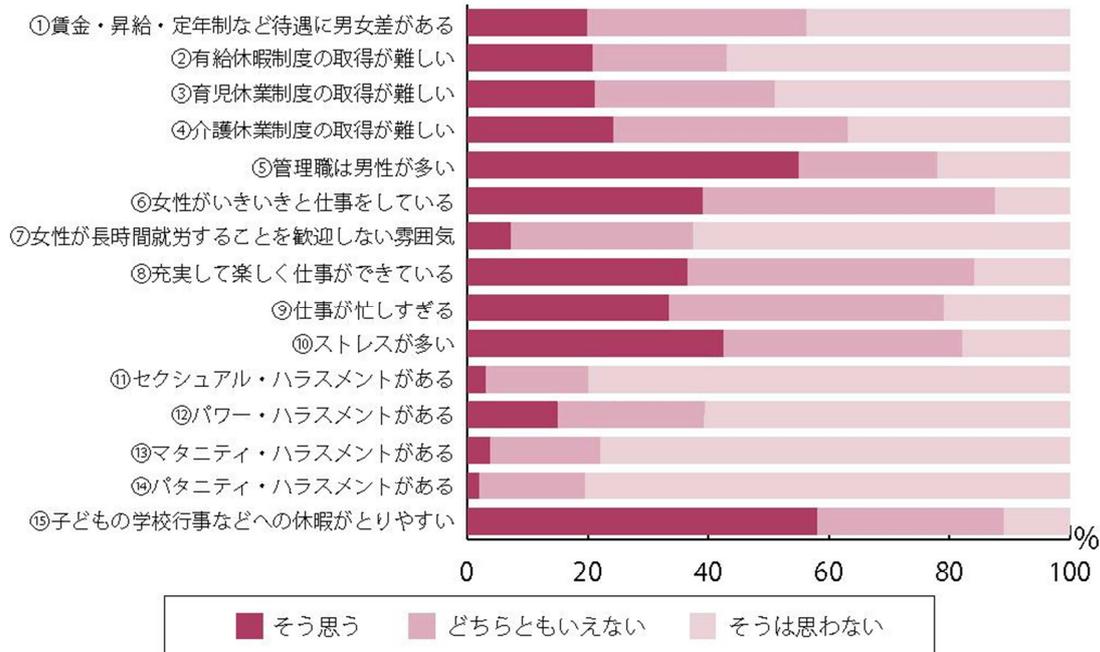


図3

¹⁶M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること

働く場における女性の活躍推進に関連する設問では、「女性がいきいきと仕事をしている」と回答した人は38.9%あり、「子どもの学校行事などへ参加するための休暇が取りやすい」と回答した人は58.0%でした。また、男女が対等に働くために必要なこととして、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」、「男女ともに能力に応じた昇進、昇格を行う」、「男女ともに、能力が発揮できるように配置を行う」などへの回答が多くありました。女性の働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みが求められていることがうかがえます。

育児休業制度及び介護休業制度について、「給与の補償があれば利用したい」と回答した人の割合は、育児休業制度で64.0%、介護休業制度で62.9%でした。また、これらの制度について、「利用すれば収入が減る」と回答した人は56.4%、「仕事が忙しく利用できない」と回答した人は37.3%、「職場での理解が得られない」と回答した人は28.1%でした。前回調査よりも育児休業制度・介護休業制度を利用したい人が増加しており、また、その職場においても休暇を取りやすい制度の整備がなされつつあり、徐々に女性活躍推進法等による国の施策の効果が現れてきていると考えられます。

人口減少や少子高齢化が進む中、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。そして、長時間労働を前提とした働き方は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を阻むものです。

このため、男女ともにそれぞれのライフスタイルに合わせた仕事と家庭の両立ができる多様な働き方を可能とする雇用環境の整備や男性の働き方の見直し等による働き方改革の推進が求められるとともに、女性が自らの意思でその個性と能力を発揮し、職業生活において活躍するための積極的な女性の登用、就労、起業等に向けた一層の取り組みの推進及び相談体制の整備を行っていく必要があります。

また、ハラスメント（相手方に不利益や損害を与え、個人の尊厳や人格を侵害する行為）が社会的な問題となっており、だれもがいきいきと働き続けるためには、安心して働ける環境を作らなければなりません。

【評価指標】

評価指標	基準値(R2)	目標値(R7)
男女ともに働きやすい職場環境を構築する市内の男女共同参画推進企業の認定数	102社 (R2.6末)	140社
農業経営における「家族経営協定」 ¹⁷ の締結件数	38件(R1)	53件

【施策の方向①】性別に関係なく能力が発揮できる職場環境の整備の推進

性別に関係なく個性と能力を十分に発揮することのできる環境の整備が、人材の有効活用や経営の効率化につながるという意識啓発を推進します。

施策	施策の内容	所管
事業所への情報提供及びPR活動	ホームページでの情報提供や倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰制度をはじめとした関連制度の周知	人権政策課、商工観光課 しごと定住促進課

¹⁷家族経営協定：家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営方針、労働報酬、休日などについて家族の十分な話し合いに基づき文書で取り決めるものです。

【施策の方向②】ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともにライフスタイルに応じて仕事、家庭生活、地域活動に参画することが企業や経済社会の活性化や個人のゆとりある生活の充実につながるという意識啓発を推進します。

施 策	施策の内容	所 管
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会の開催や好事例の紹介等	人権政策課、 商工観光課 しごと定住促進課
男性の働き方を見直す取り組みの推進	男性の家事・育児・介護における参画に関連する啓発事業の実施	人権政策課

【施策の方向③】女性の職業生活における活躍の推進

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態にかかわらず、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ、女性の働きやすい職場環境づくりの推進と継続就業につながる情報提供を行います。

また、起業をめざす女性に対して、事業経営に関する知識や情報を提供することで女性の起業を推進します。

施 策	施策の内容	所 管
女性が働きやすい労働条件や職場環境の整備に関する啓発及び女性の職域拡大や管理職登用に向けた啓発	倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰制度による好事例について市報及びホームページ等での紹介による啓発	人権政策課
女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供	関係機関と連携した就労相談事業の実施	子ども家庭課
関係機関との連携による再就職のための情報提供	県及び関係機関が開催する再就職のための相談窓口に関する情報提供	人権政策課、子ども家庭課、 商工観光課 しごと定住促進課
起業に関する相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供	・チャレンジショップに関する情報提供 ・創業サポート窓口の倉吉商工会議所等への設置や創業セミナーの開催	商工観光課 しごと定住促進課
	関係機関による起業に関する相談会の開催及び情報提供	図書館
セクシュアル・ハラスメント ¹⁸ 等各種ハラスメント防止のための啓発及び相談・支援体制の情報提供	・セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメント防止のための啓発及び研修講師の派遣を斡旋する等企業の取組の支援 ・国・県・市その他の相談・支援体制に関する情報の提供	人権政策課

¹⁸セクシュアル・ハラスメント：相手の気持ちに反した性的ないやがらせのことを指し、身体への不必要な接触や性的な発言、不快な環境などがあげられます。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されています。男女雇用機会均等法(昭和60年制定)は、職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律で、平成19年に改正され、「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務付けています。

【施策の方向④】農業、商工業等における女性労働者の権利の確保

農業、商工業に従事する女性に対して、女性の役割の重要性と一人の労働者としての権利が確保されるよう研修機会の提供に努めます。

施策	施策の内容	所管
農業経営における「家族経営協定」の制度周知と締結の推進	経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める「家族経営協定」の制度周知と締結の推進	農林課
働きやすい職場環境づくりに向けた商工会議所等と連携した啓発事業の実施	国の施策、制度を活用促進する研修会を商工会議所等と連携して開催	人権政策課 商工観光課 しごと定住促進課

（重点目標3）地域における男女共同参画の実現

【現状と課題】

男女共同参画に関する意識調査では、地域活動への参加について25.7%の人が「町内会や自治会活動」に参加しており、「イベントや祭り」は17.1%、「環境美化・リサイクル活動」は10.2%、「活動していない」人は17.3%でした。（図4）

また、自治会や町内会の役員（館長や部長）を頼まれた場合、男性の26.0%、女性の38.1%が「理由をつけて断る」、「絶対に引き受けない」と回答する等、多くの人が地域での活動に積極的に参画しておらず、また、関わりを避けようとする状況がうかがえます。

地域活動に関わる性別の傾向として、子ども会（育成会）や保護者会、PTAなど、子どもに関わる活動については女性の比率が高く、それ以外の活動においては男性中心となっている状況がみられます。自治公民館においては、館長をはじめ役員に占める女性の割合は低く、総会など物事を決めていく会議等への出席については男性中心の傾向にあります。これは、家庭内の役割分担において、女性は家事や子育てが中心となり、一方男性は外部との付き合いが中心となっていることが原因と考えられます。

少子高齢化等の地域が抱える課題が多くある中で、活力ある地域社会を維持・向上していくためには、男性女性双方の視点による地域づくりの推進と、子どもから高齢者までの地域の構成員が男女、年代を超えて交流・参画し、だれもがその個性と能力を発揮し、みんなで補い合い支えあう男女共同参画社会の実現が求められます。

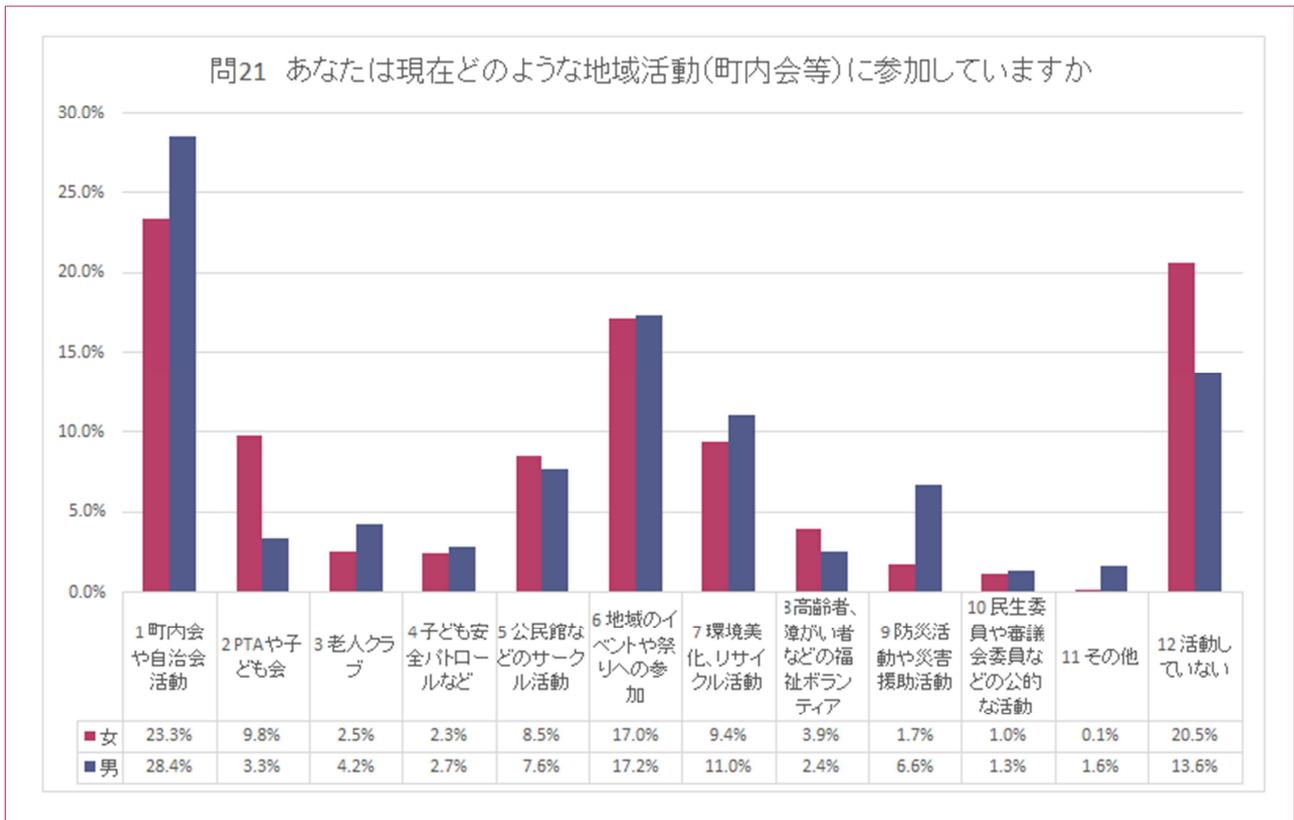


図 4

【施策の方向①】 地域活動への男女の積極的参画の推進

自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すため、組織の役員への女性登用や地域の慣行、しきたりについて、男女共同参画の視点に立った啓発を推進します。

施策	施策の内容	所管
地域における男女共同参画に関する学習の推進	・同和教育・人権教育町内学習会等、地域における研修での男女共同参画に関する啓発	人権政策課

【施策の方向②】 みんなで支えあう地域づくりの推進

地域における防災・防犯活動、福祉活動、環境保全・美化活動などの地域課題の解消や地域づくりに向けた自主的な取り組みを支援し、女性の参画が拡大する取り組みを推進します。

施策	施策の内容	所管
様々な地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催	各地域課題に関する取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発し、女性の参画が進んでいない分野における人材育成に関する研修会の実施	人権政策課、生涯学習課、社会教育課

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり



(重点目標1) 配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

【現状と課題】

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力(以下、「DV」といいます。)は、重大な人権侵害行為です。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、このような暴力は絶対にあってはならないことです。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」といいます。)において、その被害者を女性に限定していませんが、実態としてDV被害者の多くは女性です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や休業等による生活不安やストレスを原因とする配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

男女共同参画に関する意識調査では、男女を合わせた全体で、「最近5年間に被害を受けた」と回答した人は1.5%、「過去に被害を受けた」と回答した人は5.0%、「身近に被害を受けた人がいる」と回答した人は10.5%でした。男女別の割合では、「最近5年間に被害を受けた」又は「過去に被害を受けた」と回答した女性の割合は10.4%、男性は2.5%でした。(図5)

その中で、男女合わせた全体で「どこにも誰にも相談しなかった」と回答した人は25.9%ありました。(図6) 相談しなかった理由は、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかった」と回答した人は12.7%、「相談しても無駄と思った」と回答した人は14.1%、「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人は8.5%でした。

本市へのDV相談件数は、平成29(2017)年度に19件、平成30(2018)年度に28件、令和元(2019)年度に22件で推移しており、このほか、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関への相談、届出があります。その一方で、相談先がわからなかったり、被害を受けていても我慢していたりするなど相談につながらないケースもあると思われることから、潜在的被害件数はさらに多い可能性があります。また、被害を受けてもそれをDV被害と受け止めていない場合や、自らの行動がDVであるという自覚がない加害者がいると考えられます。

問19 DVに関して、あなたが直接被害を受けたり、身近に被害を受けた人がありますか

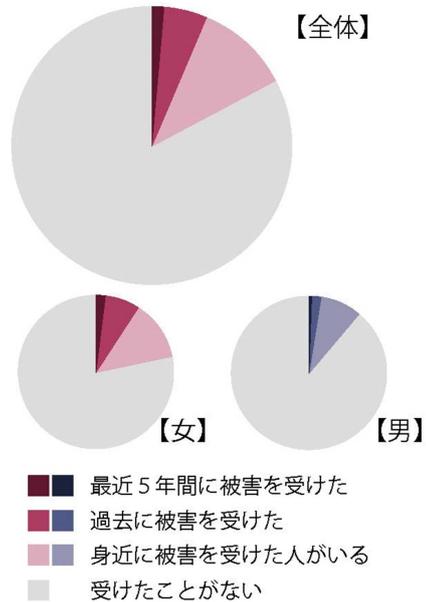


図5

問19-1 その時に誰かに相談しましたか

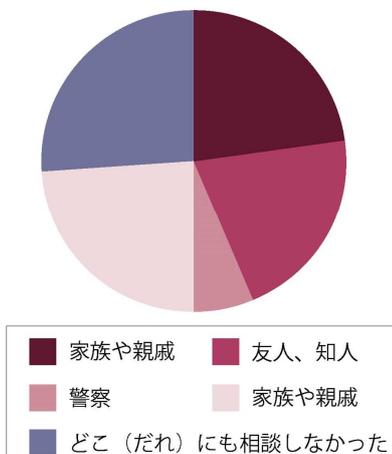


図6

DVを許さない社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差などの上下関係の解消に向けた取り組みが必要です。若年層をはじめとした市民へのDV防止のための予防教育・啓発を強化し、被害者も加害者も作らない暴力を許さない意識の醸成をしていきます。そして、被害者が相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知、被害者の保護の際は聴き取りなどに配慮し、精神的な立ち直り・自立を目指した切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が連携して取り組みます。

【評価指標】

評価指標	基準値(R2)	目標値(R7)
DVの相談窓口を把握している人の割合	—	80.0%

【施策の方向①】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進

DVが重大な人権侵害であることを認識し、あらゆる形態の暴力の防止に向け、学校、地域、事業所等に対する啓発活動及び学習機会の提供を行います。

施策	施策の内容	所管
DVの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動	県や関係機関と連携した街頭キャンペーン、ホームページ・チラシ等による啓発や情報提供	子ども家庭課
	防止月間における講演会等による啓発	人権政策課

【施策の方向②】 相談・支援体制の充実

DVについて、関係機関と連携して被害者への相談体制等の整備と支援の充実を図るとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて、市の関係部局、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、児童相談所などの関係機関との連携による被害者及びその家族の支援を行います。

施策	施策の内容	所管
DVに関する相談・支援体制の充実	・女性相談員の設置及び関係機関と連携した相談者の状況に応じた相談体制の構築	子ども家庭課
関係機関と連携した被害者及びその家族に対する支援の充実	県、警察、保護施設等と連携した被害者及びその家族の生活の立て直しや法的手続きに関する支援等の推進	子ども家庭課

（重点目標2）男女の生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。特に女性は、その心身状況が思春期、出産期、更年期、老年期等の各段階に応じて大きく変化する特性があり、その生涯にわたって適切な健康の保持増進が求められます。

倉吉市における女性のがん検診の受診状況は、平成30（2018）年度の調査で、子宮がん検診が19.2%、乳がん検診が11.1%であり、県内受診率（子宮がん検診24.7%、乳がん検診16.5%）に比べて低い状況となっています。（図7）

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすために、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康づくり支援の充実を図ります。

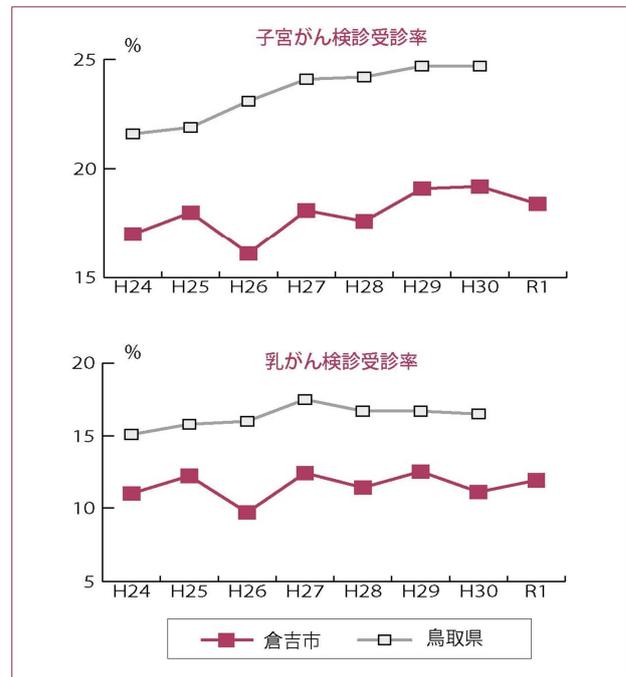


図 7

【評価指標】

評価指標	基準値(R2)	目標値(R7)
子宮がん検診受診率(市検診対象者に対する率)	19.2%(H30)	50.0%(R5)
乳がん検診受診率(市検診対象者に対する率)	11.1%(H30)	50.0%(R5)

【施策の方向①】生涯にわたる男女の健康支援

心身及びその健康についての正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、男女が生涯を通じて健康で過ごせる環境づくりを推進します。

施策	施策の内容	所管
性別、年齢等にかかわらず、すべての人が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備・健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発及びがん検診を実施し、女性特有のがんに関する特定の年齢の自己負担金を軽減 ・健康教室や相談、研修会等における市民の健康に対する意識向上を図る啓発活動の実施 	健康推進課

【施策の方向②】妊娠・出産等女性の健康と権利の啓発

女性が妊娠・出産期において、安心して子どもを産み育てられるよう健康保持増進を図ります。また、喫煙、アルコール、性感染症等、女性の健康をおびやかす問題について啓発に取り組みます。

施策	施策の内容	所管
妊娠・出産に関する制度の充実	安心して出産・育児ができるよう、妊産婦の健康保持のための啓発、健康診査や不妊治療に関する助成の実施	子ども家庭課
妊娠・出産等の女性の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ¹⁹ ）に関する情報提供	妊娠・出産に関する正しい知識、思いがけない妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育及び啓発	健康推進課 、子ども家庭課、学校教育課
	すべてのカップルと個人が持つ性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）に関する啓発	人権政策課

（重点目標3）だれもが安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的マイノリティを社会全体で支えていく考え方に立ち、女性であることで複合的に困難な状況に置かれることなく、一人ひとりが安心して充実した生活を送ることができる支援が必要です。

また、性別や国籍、障がいの有無、家族の状況にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような生活環境を確保していく必要があります。そのためには、性的マイノリティ²⁰に対する人権侵害等が生じないよう啓発する等社会における理解促進や、多文化共生の視点から外国にルーツを持つ人²¹に対する支援が必要です。

加えて、日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発する中、過去の災害経験から、大規模災害においては、特に女性や子ども、様々な困難を抱える人々が、より多くの影響を受けることが指摘されています。

このため、災害などの非常時に一方の性別に負担が集中し困難が深刻化しないよう、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取り組みの促進や、様々な困難を抱える個人の主体性を尊重しつつ必要な支援を行うことで、その持てる力を引き出し、だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

¹⁹リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年の国際人口・開発会議で提唱された概念。自分の生涯にわたる性と生殖に関する健康を主体的に確保する必要があるという考え方。「リプロダクティブ・ヘルス」＝妊娠・出産できる年齢にある男女だけでなく、思春期以降生涯にわたる性と生殖に関する健康のこと。「リプロダクティブ・ライツ」＝すべてのカップルと個人が、子どもの数、出産時期、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠、出産、子どもを健康に生み育てるための情報と手段を得ることができる権利などが含まれています。

²⁰性的マイノリティ：同性を好きになる人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）のほか、体の性と心の性が一致しており異性を好きになるタイプにあてはまらないLGBT以外の人も含み、「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」ともいいます。

²¹外国にルーツを持つ人：日本に在住する日本国籍を有しない人、または、両親・祖父母等のいずれかが、外国に祖先（ルーツ）を持つ日本国籍を有する人。

【評価指標】

評価指標	基準値(R1)	目標値(R7)
支え愛マップづくりに取り組む自治会作成率	37.6%	65.0%

【施策の方向①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進

家庭生活における自立を図るとともに、社会を支える一員として地域とのつながりを深めるための取り組みを推進します。

施策	施策の内容	所管
「地域包括ケア推進計画」に基づいた支援の充実	・高齢者の自立支援のために必要な相談体制及び関係機関と連携した支援の提供	長寿社会課
「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実	障がい者の自立及び社会参加の支援等のために必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保	福祉課
「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画 ²² 」に基づいた支援サービスの充実	ひとり親家庭等の自立支援のために必要な相談体制及び関係機関と連携した支援サービスの提供	子ども家庭課

【施策の方向②】 多様な性を認める地域づくり

性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる環境を整備するため、引き続き社会全体の正しい認識と理解を促進する取り組みを進め、関係機関と連携して相談体制の構築を図ります。

施策	施策の内容	所管
多様な性のあり方についての社会的な理解の促進	・地域・事業所等における啓発 ・教育の場における教職員研修の機会の確保や情報提供、及び児童生徒への学習の推進	人権政策課 学校教育課
性の多様性に関する相談体制の強化、居場所づくり等	鳥取県や関係機関と連携した相談窓口の設置及び居場所づくりの推進	人権政策課
申請書等の性別記載欄の見直し	性的マイノリティの人権擁護の観点からの申請書や証明書等の公文書における性別記載欄の見直しの徹底	関係課

【施策の方向③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

外国にルーツを持つ人が安心して暮らしやすい環境の整備を推進するため、情報提供や相談窓口の充実を推進します。

²²倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画：倉吉市子ども・子育て支援事業計画の部門計画。近年増えているひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の自立支援策を計画的に推進するものです。

施 策	施策の内容	所 管
相談機関の充実と情報提供	・市報・ホームページで相談窓口の周知 ・よくある相談などの情報をホームページで公表	地域づくり支援課
行政文書の平易化や外国語表記等による情報提供体制の充実	ふりがなを振る、理解しやすい表現に置き換えるなどの工夫の 実施 推進	地域づくり支援課 関係課 人権政策課
市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動	・国際交流事業、国際理解講座の推進 ・就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発	地域づくり支援課 観光交流課 子ども家庭課 学校教育課
外国にルーツを持つ人のための日本語学習機会の提供	外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催による言葉及び文化の理解支援	人権政策課

【施策の方向④】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域防災力の向上を図ります。

施 策	施策の内容	所 管
女性の視点を取り入れた防災体制の推進	男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた訓練・研修、避難所運営の実施並びに避難所資材及び機材の整備	防災安全課、人権政策課

【施策の方向⑤】メディアリテラシーの向上

SNSや携帯ゲーム機等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルに巻き込まれないよう、インターネットをはじめ、新聞雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる情報を子どもたちが適切に収集・判断し活用することができる能力（メディアリテラシー）を高めます。また、青少年の健全な育成が図られる環境づくりを推進します。

施 策	施策の内容	所 管
学校での学習活動	情報モラル教育を推進し、正しい情報を選択活用する基礎的能力の育成と、情報処理端末の正しい活用の理解促進	学校教育課
地域住民、保護者等を対象にした学習活動	メディアリテラシーに関する情報についての研修会開催等による普及	社会教育課 生涯学習課 、学校教育課、子ども家庭課、人権政策課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



(重点目標1) 男女共同参画を実現する啓発活動の推進

【現状と課題】

男女共同参画に関する意識調査において、各分野における男女の平等感を聞いたところ、「学校教育の場」では52.6%の市民が平等であると回答しています。しかし、「社会通念・習慣、しきたり」では76.8%、「政治や行政の施策・方針決定」では65.4%、「職場」では55.6%の人が「男性のほうが優遇されている」と回答しています。(図8) 依然として男女の不平等感が根強いことが表れており、「社会通念・習慣、しきたり」では、男性のうち16.7%、女性のうち29.4%の人が「男性が非常に優遇されている」と感じており、女性の方がより多く不平等感を感じています。この傾向は「学校教育の場」を除く各分野において見られます。

また、「男は男らしく、女は女らしく育てる」に肯定的な回答は30.7%、否定的な回答は39.7%、「男性が仕事中心なのは仕方がない」という考え方に肯定的な回答は33.1%、否定的な回答は39.8%でした。そして、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な回答は10.6%、否定的な回答は58.3%でした。(図9) 性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、依然として根強く存在していることがうかがえます。

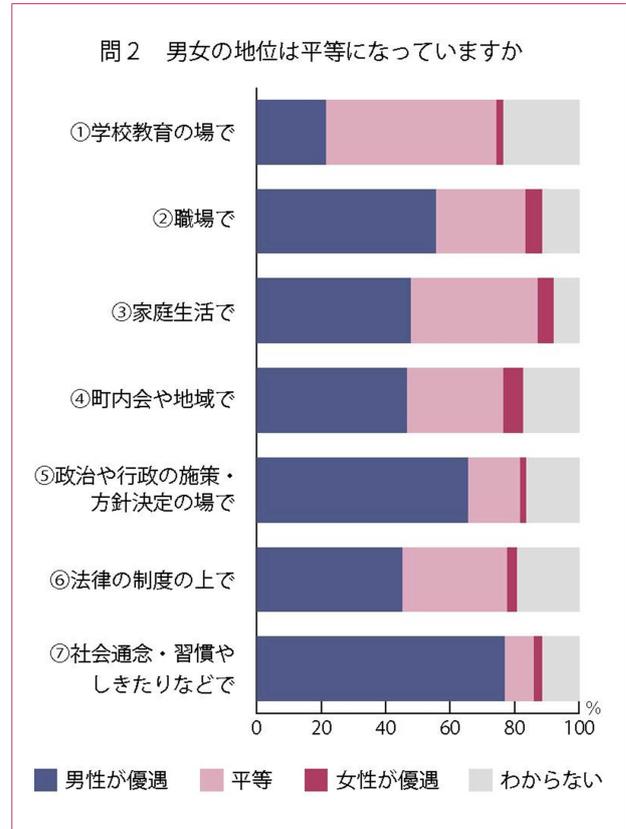


図 8

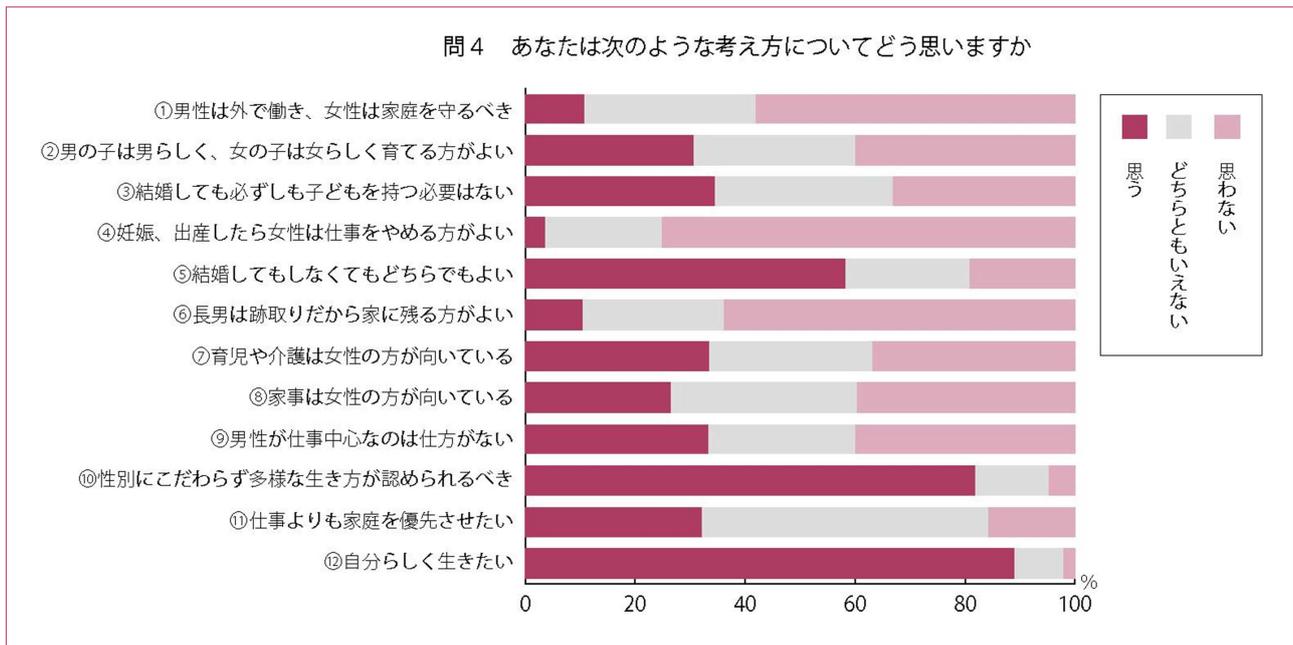


図 9

このような意識を変えていくことにより、だれもが互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、男女の特性を踏まえその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な機会を通じて積極的に広報・啓発活動に取り組む必要があります。

【評価指標】

評価指標	基準値(R2)	目標値(R7)
社会における男女の機会均等が図られていると思っている市民の割合(市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合)	45.0%(R1)	53.0%
男性は外で働き女性は家庭を守るべきという考え方に反対する市民の割合(市民意識調査で「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合)	83.5%(R1)	88.5%
家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合	56.9%(R1)	67.0%

【施策の方向】性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進

男女が性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくるとともに、男女がお互いに人権を尊重し、協力し合える人間関係を築くための啓発・広報活動を推進します。

男女共同参画推進のための取り組みをより効果的に推進するため、くらし男女共同参画推進スタッフを設置し、市民啓発を行います。

施策	施策の内容	所管
「倉吉市男女共同参画推進月間 ²³ 」における啓発の推進	「倉吉市男女共同参画推進月間」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催	人権政策課
市の広報紙、ホームページ等による広報・啓発活動	市の広報紙、ホームページ等による男女共同参画推進施策に関する情報提供及び啓発活動の実施	人権政策課
市民意識や実態の調査・分析・研究、これらの成果についての情報提供の充実	市民意識調査や実態調査を実施し、分析・研究し、それらの成果についてホームページで情報提供	人権政策課

²³倉吉市男女共同参画推進月間：国の男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、6月を倉吉市における男女共同参画を推進する取り組みを重点的に行う月間としています。

（重点目標2）男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に関する正しい認識と自立と自己実現を求め意識が必要です。人の意識や価値観は幼児期から形成されることから、発達段階に応じた教育を進めるとともに、各ライフステージにおける教育・保育・学習活動が重要です。そのためには、教育や保育の場、家庭、地域における教育・保育・学習活動が重要です。

【施策の方向】教育・保育の場、家庭、地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進

教育・保育の場、家庭、地域において、男女平等を推進する教育、保育の充実と推進を図ります。

施 策	施策の内容	所 管
就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実	就学前教育・保育における人権教育・保育指針に基づいた「人権を大切にすることを育てる」教育・保育の積極的な推進	子ども家庭課
	学校教育における人権教育の指導計画に基づいた指導	学校教育課
保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進	P T A活動における父親への活動参加の呼びかけと活動の工夫の推進及び諸会議委員への女性登用に努める	学校教育課
各地区のコミュニティセンター、自治公民館、保護者会活動等における学習機会の提供・住民への情報提供	同和教育・人権教育町内学習会、部落解放研究倉吉市集会において男女共同参画をテーマとした学習の実施及び啓発講座の開催による情報提供	人権政策課

（重点目標3）家庭における男女共同参画の実現

男女共同参画に関する意識調査における「家庭での仕事の役割分担」について、男女別の集計において「自分が担っている」と回答した女性の割合は、「食事のしたく」の項目では78.3%（平成27年度86.3%）、「食事の片付け」75.9%（同83.2%）、「洗濯」74.9%（同81.3%）で、これらの割合は平成27年度調査より低くなり、その代わりに「自分が担っている」とした男性の割合が増加しています。このほか、「日常の買い物」、「小さい子どもの世話」、「介護・看護」などについても同様の変化が見られます。男性の意識も少しずつ変化していますが、女性が家庭での仕事を担っている割合は依然として高い状況にあります。（図10）

家庭の構成員がいきいきと生活し、それぞれが自己実現を図っていくとともに、男女がともに多様な活動に参加できる社会を実現するためには、女性に偏りがちな家庭での仕事の分担の見直しを行うとともに、男女が働きながら子どもを生き育てることができ、地域活動等にも参加しやすい環境を整備していく必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識を変革し、男性の家庭生活での自立を図る必要があります。そのためにも、ワーク・ライフ・バランスの意義について、社会全体に浸透させていく必要があります。

さらに、子どもの頃から家庭の中で、性別に関係なく家事の分担や手伝いをするなど、家庭内の役割分担を見直していく必要があります。

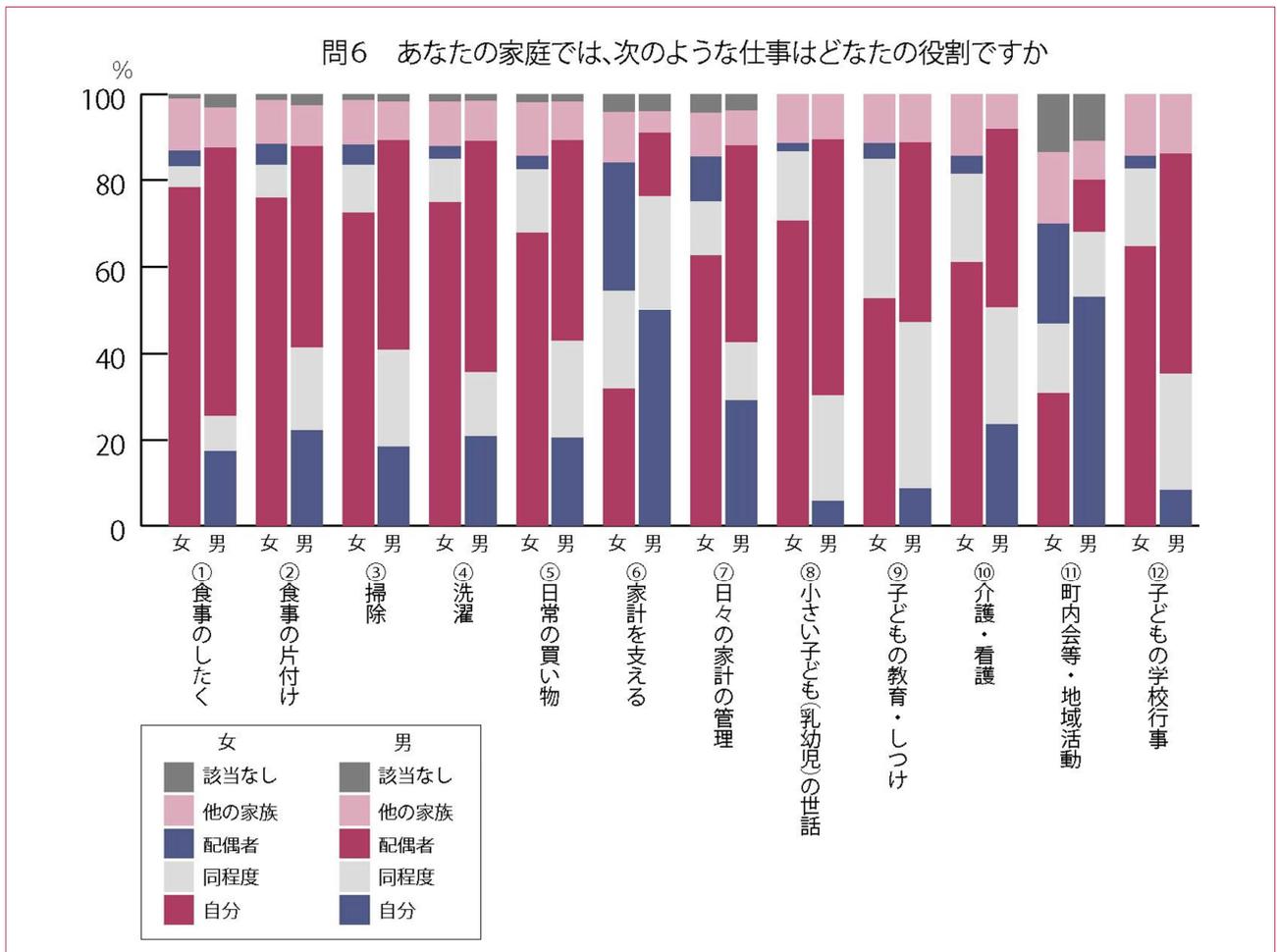


図 10

【施策の方向①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進

各種研修会等において、家庭生活における責任を男女がともに担う意識を高め、男性の家事、育児、介護に関する技術習得等を支援します。

施策	施策の内容	所管
男性の家庭生活における家事・育児・介護への参画を促進する啓発	男性の家事・育児・介護への参画に関連する各種講演会、研修会の開催 [再掲]	人権政策課
子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発	<ul style="list-style-type: none"> 学校における生活科、家庭科、社会科での家族における役割の学習の実施 家庭との連携として長期休業中を中心に、家庭での家事分担の推奨、通信や学級懇談等での保護者への啓発 P T A教育講演会での啓発 	学校教育課、人権政策課
相談体制の充実と情報提供	男性が家事・育児・介護に参画の上での相談支援について、関係機関との連携及び情報提供	人権政策課

【施策の方向②】 両立支援に関する情報の提供と関連制度の理解促進

育児・介護休業制度等の定着を促進するとともに働き続けやすい環境づくりを進めます。

施 策	施策の内容	所 管
育児・介護に関する支援サービスの充実と情報提供	保育所、放課後児童クラブによる子育て支援の充実と情報提供	子ども家庭課
	家族介護者の負担軽減につながる支援	長寿社会課
各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供	地域包括支援センターにおける家族介護者の相談支援及び関係機関への情報提供	長寿社会課
	各種相談窓口の情報提供	人権政策課
両立支援に関する制度・施策の企業への情報提供	両立支援に関する制度の情報提供	商工観光課 しごと定住促進課
	両立支援に関する制度・施策の情報収集及び関連研修会の開催	人権政策課

◆ 男女共同参画を実現するプランの推進

男女共同参画社会の実現のためには、市が全庁的に男女共同参画の視点で地域づくり、まちづくりの諸施策を総合的かつ効果的に推進することが必要です。また、施策の実施にあたっては、市民のニーズを把握し、市民、事業者との協働、また国、県その他の地方公共団体との連携を図ることを通じて、市民生活の中に男女共同参画の視点や考え方が広がる取り組みを推進します。

そして、プランの成果を把握するため年次報告書を作成し、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を求め市民に公表します。

【施策①】 推進体制の充実

<主な施策・事業>

- 倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催
- 倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会²⁴の開催
- 市民からの男女共同参画に関する施策に対する苦情、性別による差別的取扱いその他についての相談窓口の充実
- 女性職員の昇進・管理的役職への積極的登用に向けた計画的育成
- ハラスメント防止に関する職員の相談・苦情窓口の充実
- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進
- くらし男女共同参画推進スタッフの設置による啓発推進

【施策②】 市民・事業者との連携・協働と啓発の充実

<主な施策・事業>

- 「くらし男女共同参画推進スタッフ」、「あすをつくる倉吉女性塾」等の男女共同参画関係団体等との連携・共同による啓発の推進
- 国及び他の地方公共団体と連携した啓発等の推進
- 市民・事業者・団体及びNPO法人²⁵等との連携・協働による研修会・講座等の開催

【施策③】 点検・評価

<主な施策・事業>

- プランの進捗について各課の状況を毎年取りまとめ、倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、情報を市民に公開します。

²⁴倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会：倉吉市男女共同参画推進条例第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部を設置し、推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため幹事会を置くものです。

²⁵NPO法人：Non-Profit Organization の略。特定非営利活動法人。行政や企業とは別に社会に貢献する活動を行う非営利の民間組織。

資 料

資料1

倉吉市男女共同参画推進条例

平成16年12月17日条例第30号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第17条）

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議
（第18条—第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

市は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成6年倉吉市条例第20号）を制定し、人権を尊重する社会を目指したまちづくりを進め、また、くらし男女共同参画プランを策定し、倉吉市男女共同参画都市宣言（平成15年）を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として根強く存在しており、真の男女共同参画の達成には、まだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、急速に変化する社会環境に対応していく上で、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、市民参加による条例づくりを目指して発足した倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会において、幅広い市民の多様な考えを集約した提言が取りまとめられたところです。

市は、この提言を踏まえ、市、市民及び事業者との協働により男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。
- （2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- （3）市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に

関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の関心と理解を深めるため、倉吉市男女共同参画推進月間を設けるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 市長その他の市の執行機関は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談申出への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議
(市民会議の設置)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(市民会議の組織等)

第19条 市民会議は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民会議への委任)

第22条 第19条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項、第16条第2項、第18条から第22条までの規定は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第8条第1項の規定に基づき策定された計画とみなす。

資料2

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程

平成17年11月1日訓令第16号

(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号)第17条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策(以下「施策」という。)について、円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、生活産業部長をもって充てる。

3 本部員は、倉吉市企画審議会規程(平成9年倉吉市訓令第5号)第2条第3号から第10号までに掲げる者のうちから本部長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため、推進本部に幹事会を置き、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、人権政策課長をもって充てる。

3 幹事は、市職員のうちから本部長が任命する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、生活産業部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月21日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月21日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

【資料】

資料3

倉吉市男女共同参画推進本部

幹事会

1	本部長	副市長
2	副本部長	生活産業部長 市民生活部長 経済観光部長
3	本部員	総務部長
4	〃	健康福祉部長
5	〃	建設部長
6	〃	上下水道局長
7	〃	教育委員会事務局長

1	代表幹事	人権政策課長
2	幹事	総務課長
3	〃	企画課長
4	〃	防災安全課長
5	〃	職員課長
6	〃	地域づくり支援課長
7	〃	農林課長
8	〃	商工観光課長 しごと定住促進課長 観光交流課長
9	〃	福祉課長
10	〃	子ども家庭課長
11	〃	保険年金課長
12	〃	長寿社会課長
13	〃	健康推進課長
14	〃	建築住宅課長
15	〃	教育総務課長
16	〃	学校教育課長
17	〃	生涯学習課長 社会教育課長
18	〃	図書館長
19	〃	農業委員会事務局長

(令和2年4月1日現在)
5

資料4

くらしよ男女共同参画推進スタッフ会設置要綱
(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号)第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、市民と行政がともに連携をとりながら家庭、地域及び職場において男女共同参画の理解を深めるための啓発活動を行う「くらしよ男女共同参画推進スタッフ会」(以下「スタッフ会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 スタッフ会は、次に掲げる役割りを担うものとする。

- (1) 男女共同参画に対する住民への理解を推進すること。
- (2) 市が行う住民に対する啓発活動への協力に關すること。

(構成)

第3条 スタッフ会は、次に掲げる者(以下「スタッフ」という。)を持って構成する。

- (1) 倉吉市各地区自治公民館協議会からの推薦を得た男女各1名。
- (2) 商工関係団体等からの推薦を得た者。
- (3) 公募による者。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 スタッフ会にリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、スタッフの互選によりこれを定める。
- 3 リーダーは、スタッフ会の会務を総理し、スタッフ会を代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 スタッフの任期は、1年とする。

- 2 スタッフは、再任することができる。

(庶務)

第6条 スタッフ会に關する庶務は、男女共同参画に關する事務を所管する部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

資料5

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号。以下「条例」という。)第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民及び事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の形成に対する市民及び事業者の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者(以下「対象者」という。)は、男女共同参画社会の推進に関し、次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている市民及び事業者とする。

(1) 自治公民館その他の地域活動で男女が対等な構成員として社会参画に努めること、男女の固定的役割分担意識の是正に努めることその他の男女共同参画社会の実現に向け貢献する取組

(2) 一人ひとりの個性と能力が発揮される機会を確保するための能力開発、人材育成等又は家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に貢献する取組

(3) その他男女共同参画社会の実現に努め、及び貢献する取組

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合は、原則として表彰の対象としない。

(1) 同一の取組内容で既にこの表彰を受賞したものの

(2) 罰金以上の刑に処せられたもの。ただし、刑の言渡しの効力を失われたものとされたものを除く。

(応募又は推薦)

第4条 表彰は、対象者からの応募又は第三者からの推薦があったもののうちから選考し、行うものとする。

2 前項の応募及び推薦は、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙(別記様式)を提出することにより行うものとする。

(表彰の基準)

第5条 表彰を受けるもの(以下「被表彰者」という。)の選考基準は、別表に定めるところによる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、被表彰者を決定しようとするときは、倉吉市男女共同参画推進市民会議に諮問し、その意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、倉吉市男女共同参画推進月間に被表彰者に対し、表彰状を贈呈してこれを行う。

2 市長は、表彰状の贈呈にあわせて、予算の範囲内で記念品を添えることができる。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者を表彰したときは、広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

別表

「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰参考例」

選考基準の概略

※ 次に掲げる参考例に一つでも該当するものがあれば表彰選考の対象とする。ただし、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙」に記載された活動内容及びこれまでの取組についても選考の対象とする。

1 自治公民館、PTA、老人クラブ等各種市民団体

(自治公民館)

- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 自治公民館長又は副館長が女性である。
- ・ 役員の男女比率のバランスがとれている。
- ・ この2年～3年、役員の男女比率の均衡

に向けて努力し、実際に、若干でもバランスがとれている。

- ・ 男女が共に地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域活動（まちづくり、環境美化、自主防災組織等）に参加している。

（PTA、老人クラブ、市民団体など）

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性（男性）の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
 - ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるとような役員の登用規定がある。
 - ・ 役員の3割以上が女性（男性）である。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、取組を推進している。

2 事業者（企業、自営業者等）

- ・ 事業者の代表者が女性である。
- ・ 鳥取県男女共同参画推進企業として認定されている（改正育児・介護休業法に対する就業規則の整備、男女機会均等法によるセクシャルハラスメント対策が講じられている。）。
- ・ 子連れで出勤できる体制づくりがある。
- ・ 女性管理職（店長）の登用を推進している。
- ・ 採用時に育児・介護をしても障害にならない。
- ・ 家庭と仕事の両立（ワーク・ライフバランス）に努めている。
- ・ 雇用数に男女の差がなくなるよう努めている。
- ・ 女性の提案による改革等を行っている。
- ・ 労働条件、業務に男女の差がない。
- ・ 出産が退職の理由にならない。
- ・ 男性の育児休暇の取得に努めている。
- ・ 職員の育児休暇、介護休暇の取得に努め、この2年～3年取得者が増加した。
- ・ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を取り入れている。
- ・ 家族経営協定を締結している。

- ・ 子どもの参観日等への職員（保護者）の参加について配慮している。
- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した。

3 個人

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性（男性）の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け取組を推進している。

別記様式 略

資料6

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
平成27年法律第64号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）

第3節 特定事業主行動計画（第19条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
（第20条・第21条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営

み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計

画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- (認定一般事業主の表示等)
- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- (認定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
- (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業

等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- （1）第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- （2）第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- （3）第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- （4）前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- （5）不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとする

ときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第

41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活に

おける活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び

事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わな

かった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定

(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附

則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定)にあっては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料7

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次 前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条
一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対す

る不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更

しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努

めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者で

あった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項にお

いて同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され

た場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に

限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければ

ならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援セ

ンターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合に

は、当該保護命令を取り消さなければならない。
第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行

うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表) 略

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項

の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年

四月一日

- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定
（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

資料8

倉吉市男女共同参画推進市民会議委員
 (任期：令和元年5月24日～令和3年5月23日)

(50音順)

No.	氏名	所属等	備考
1	相見 楓子	倉吉市人権教育研究会	会長
2	荒瀧 美由紀	公募等	
3	植木 洋	鳥取短期大学	
4	江原 剛	有識者	
5	河崎 紀子	公募等	
6	小谷 清美	倉吉市立中学校長会	副会長
7	柴田 耕志	倉吉商工会議所	
8	徳井 幸弘	倉吉市公民館連絡協議会	
9	中尾 美千代	公募等	
10	福田 義克	倉吉市自治公民館連合会	
11	福井 靖子	倉吉男女共同参画推進会議	
12	向井 久美子	J A鳥取中央女性会	

男女共同参画関係の歴史

倉吉市
KURAYOSHI

日本
JAPAN

世界
WORLD

男女共同参画関係の歴史

S20(1945)

■ 国際連合誕生

S21(1946)

■ 史上初の婦人参政権確立
■ 「日本国憲法」公布

■ 婦人の地位委員会発足

S29(1954)

■ 倉吉市連合婦人会結成

S42(1967)

■ 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択

S47(1972)

■ 1975年を国際婦人年とすることを宣言

S49(1974)

■ 倉吉市婦人連絡会結成

S50(1975)

■ 「婦人問題企画推進本部」設置
内閣総理大臣が本部長
■ 総理府婦人問題担当室業務開始
■ 育児休業奨励金制度発足
■ 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催

■ 国際婦人年世界会議開催
メキシコシティ：第1回世界女性会議
■ 「世界行動計画」採択
■ 1975-'85年を「国連婦人の10年」と決定

S51(1976)

■ 「民法等の一部を改正する法律」施行
(離婚復氏制度)

■ 「国連婦人の10年」始まる
■ ILO（国際労働機関）事務局に
婦人労働問題担当室設置

S52(1977)

■ 「国内行動計画」策定
■ 「国内行動計画前期重点目標」決定
■ 国立婦人教育会館開館

S54(1979)

■ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択

S55(1980)

■ 「女子差別撤廃条約」署名
■ 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」
(配偶者の相続分引き上げ等)

■ 国連婦人の10年中間年世界会議開催
コペンハーゲン：第2回世界女性会議
■ 「女子差別撤廃条約」署名式開催（75カ国）

S56(1981)

■ 「国内行動計画後期重点目標」決定

■ 「女子差別撤廃条約」発効
■ ILO156号条約採択

S57(1982)

■ 倉吉市婦人団体連絡協議会結成

S59(1984)

■ アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催
■ 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立
(国籍の父母両系主義等)

S60(1985)

■ 「国民年金法等の一部を改正する法律」成立
(女性の年金権の確立)
■ 「男女雇用機会均等法」成立
■ 「女子差別撤廃条約」批准

■ 国連婦人の10年最終年世界会議開催
ナイロビ：第3回世界女性会議
■ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

S61(1986)

■ 「男女雇用機会均等法」施行

S62(1987)

■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定

S63(1988)

■ 「婦人週間40周年記念全国会議」開催

H2(1990)

■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」
見直し方針決定

■ 国連経済社会理事会
「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する
第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択

H3(1991)

■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」
第1次改定

H4(1992)

■ 「育児休業法」施行
■ 婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官兼任）
■ 「農村漁村の女性に対する中長期ビジョン」発表

H5(1993)

■ 「パートタイム労働法」施行
■ 中学校において技術・家庭科の男女履修

H6(1994)

■ 倉吉市婦人連絡会を倉吉市女性連絡会に改称

■ 総理府に男女共同参画室を設置
■ 男女共同参画審議会を設置
■ 男女共同参画推進本部を設置
■ 法制審議会民法部会
選挙的夫婦別姓の導入を含む試案を了承
■ 高等学校において、家庭科の男女履修

■ ESCAP地域準備会議「ジャカルタ宣言」
(地域行動計画を含む)採択

H7(1995)

■ 生涯学習促進総合事業における「男女共同
参画社会づくりモデル市町村事業」の指定
(市教育委員会生涯学習センター)
■ 倉吉市女性問題意識調査

■ 育児休業法を大幅改正し「育児・介護休業法」成立
■ 「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」
批准

■ 第4回世界女性会議開催（北京）
「北京宣言及び行動綱領」採択
■ 国連人権委員会
「女性に対する暴力をなくす決議」採択

H8(1996)

■ 企画部企画課女性政策担当設置

■ 「男女共同参画2000年プラン」策定

■ 第83回ILO総会

男女共同参画関係の歴史

男女共同参画関係の歴史

倉吉市

KURAYOSHI

日本

JAPAN

世界

WORLD

H9(1997)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性交流室設置（生涯学習センター内） ■ 女性活動アドバイザー設置 ■ 「くらし男女共同参画プラン」策定 ■ 「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定 (第3章男女共同参画社会の実現) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ■ 選択的夫婦別姓の導入等民法改正法案要綱を決定・答申 ■ 「男女雇用機会均等法」改正（H11年施行） ■ 「介護保険法」成立（H12年施行） ■ 総理府「男女共同参画審議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「家内労働に関する条約及び勧告」採択 ■ 第41回婦人の地位向上委員会開催（ニューヨーク）
H11(1999)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 倉吉市男女共同参画推進懇話会設置 ■ 倉吉市における男女共同参画の現状と対策について中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ■ 「食料・農業・農村基本法」成立・施行 ■ 「女性に対する暴力のない社会を目指して」 男女共同参画審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」制定 国連総会
H12(2000)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性政策の推進から男女共同参画推進に変更 ■ 倉吉市男女共同参画推進懇話会開催 ■ 第2次男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査 ■ 「第2次くらし男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「児童虐待防止法」成立・施行 ■ 「ストーカー行為規制法」成立・施行 ■ 「女性に対する暴力に関する基本的方策について」 男女共同参画審議会答申 ■ 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」男女共同参画審議会答申 ■ 「男女共同参画基本計画」策定 ■ 「男女共同参画週間について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」採択 ■ 「女性差別撤廃条約選択議定書」発効
H13(2001)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」 倉吉未来中心に設置 ■ 第2次くらし男女共同参画プランを 市ホームページで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画会議設置 ■ 内閣府男女共同参画局設置 ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ■ 「男女共同参画週間」開始 ■ 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 閣議決定 ■ 「女性に対する暴力をなくす運動について」 男女共同参画推進本部決定 	
H14(2002)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「少子化対策プラスワン」決定 	
H15(2003)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活環境部人権局人権政策課男女共同参画係設置 ■ 「倉吉市男女共同参画推進条例づくりを すすめる会」開催 ■ 男女共同参画「フォーラム」開催 (倉吉市・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」共催) ■ 男女共同参画都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 ■ 男女共同参画社会の将来都市像検討会開催 ■ 「次世代育成支援対策推進法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子差別撤廃条約履行状況に関する 我が国の報告書審議
H16(2004)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会開催 (市民公募18名) ■ 市内全地区公民館（関金を含む）会場において 市民の意見集約 ■ 「倉吉市男女共同参画推進条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性国家公務員の採用登用の拡大等について」 男女共同参画推進本部決定 ■ 男女共同参画基本計画を男女共同参画会議に諮問 ■ 「配偶者暴力防止法」改正 ■ 「配偶者暴力防止法」に基づく基本方針」策定 	
H17(2005)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「倉吉市男女共同参画推進条例」施行 ■ 倉吉市男女共同参画推進月間(フォーラム)開催 ■ 第3次くらし男女共同参画プラン策定委員会開催 ■ 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■ 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方-男女がともに輝く社会へ」 男女共同参画会議答申 ■ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）
H18(2006)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3次くらし男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ■ 「男女雇用機会均等法」改正 ■ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)
H19(2007)	<ul style="list-style-type: none"> ■ くらし男女共同参画推進スタッフ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ■ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)
H20(2008)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部 ■ 「DV防止法」改正 	

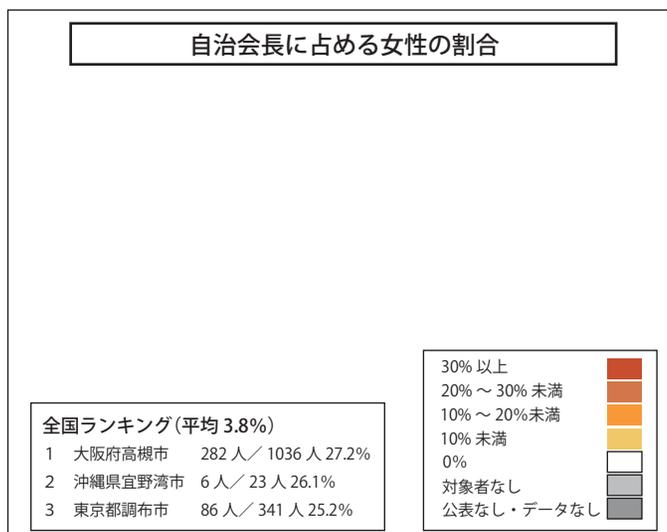
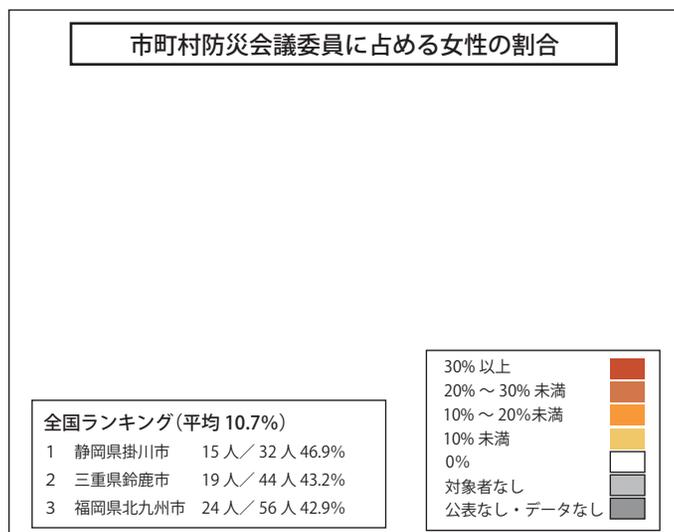
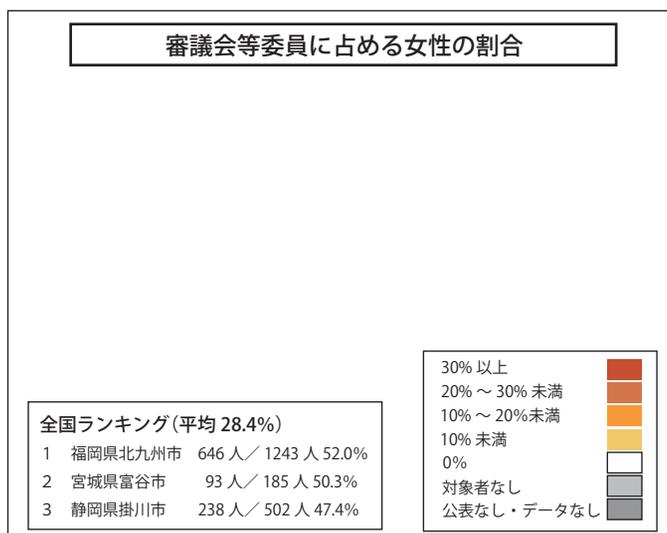
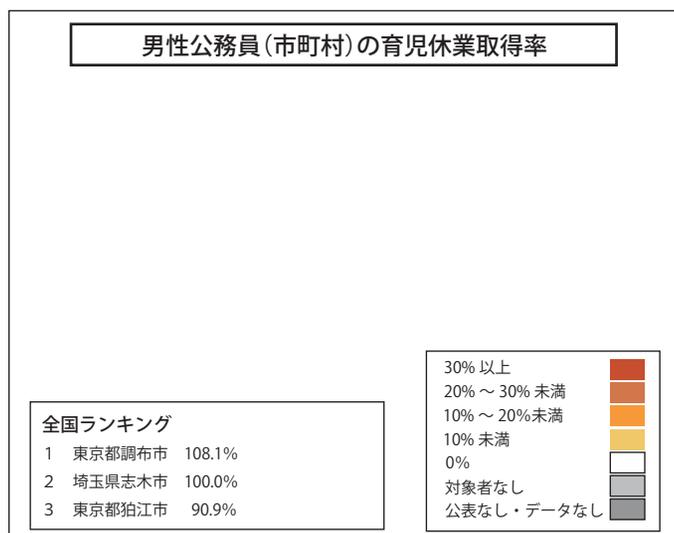
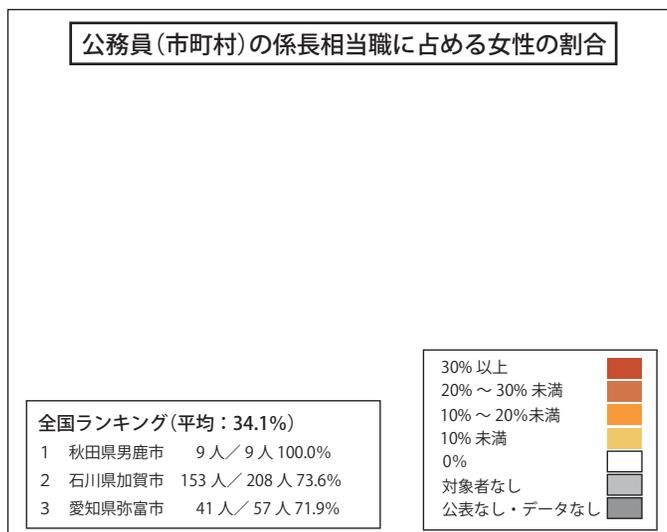
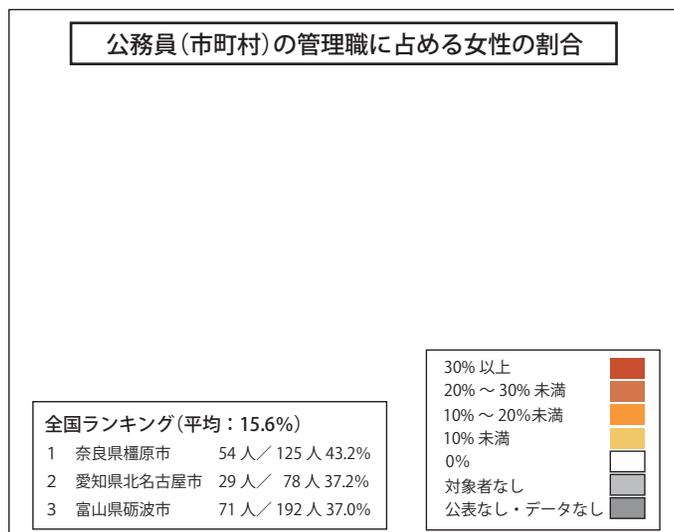
男女共同参画関係の歴史

	倉吉市 KURAYOSHI	日本 JAPAN	世界 WORLD
H21(2009)	<ul style="list-style-type: none"> ■ くらよし男女共同参画推進スタッフ設置要綱 ■ 倉吉市男女共同参画講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「次世代育成支援対策推進法」改正 	
H22(2010)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 倉吉市男女共同参画推進月間開催 ■ 市民との協働による「女性塾」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ APEC第15回女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合 ■ 第8回男女共同参画担当者ネットワーク (GFPN) 会合 ■ 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■ 「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)
H23(2011)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第4次くらよし男女共同参画プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ■ UN Women 正式発足
H24(2012)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
H25(2013)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市役所内における推進方策の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 (平成26年1月施行) ■ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 	
H26(2014)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「日本再興戦略」改定2014 (閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」を掲げる ■ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW! Tokyo2014) 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
H27(2015)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ■ 「第4次男女共同参画基本計画」策定 ■ 安保理決議1325号の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)) ■ 第3回国連防災世界会議 (仙台)「仙台防災枠組」採択 ■ UN Women日本事務所開設 ■ 「持続可能な開発のためのアジェンダ」(SDGs) 採択 (目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)
H28(2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第5次くらよし男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ■ 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ■ G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ (WINDS)」に合意 	
H29(2017)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 刑法改正 (強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) 	
H30(2018)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第5次くらよし男女共同参画プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ■ 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ~メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策~」の策定 	
R1(2019)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本女性会議2022大会開催決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性活躍推進法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■ G20大阪首脳宣言
R2(2020)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第5次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「北京+25」記念会合 (第64回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク))
R3(2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第6次くらよし男女共同参画プラン」策定 		

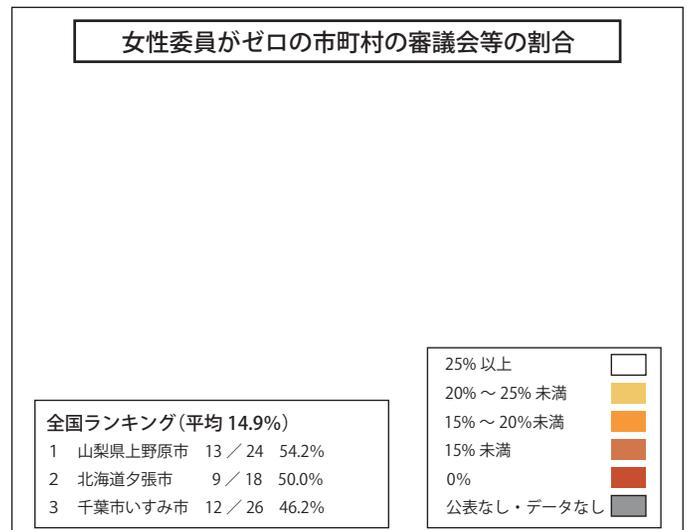
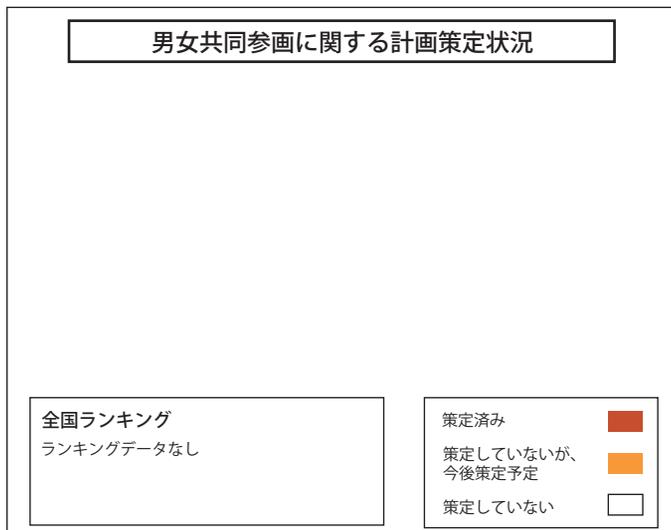
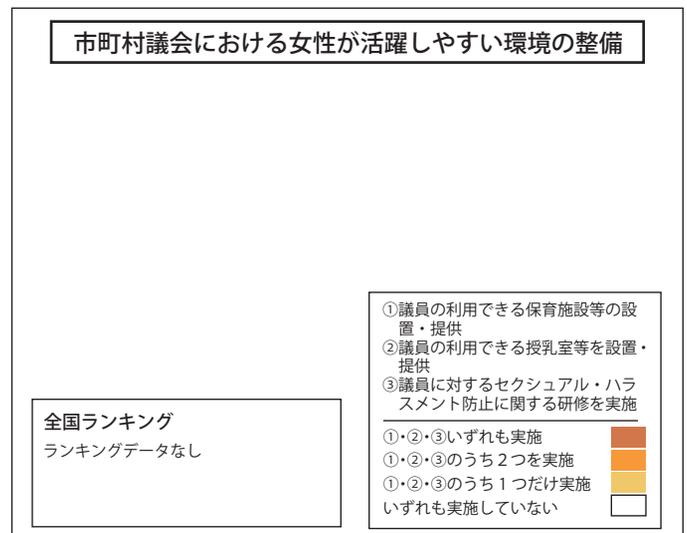
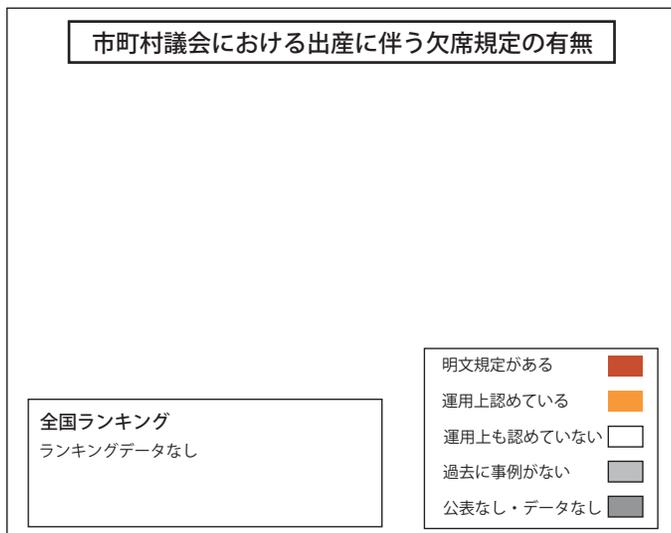
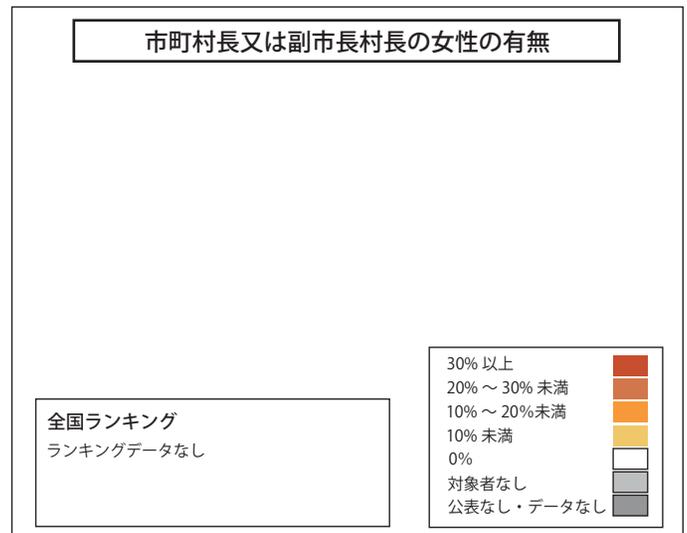
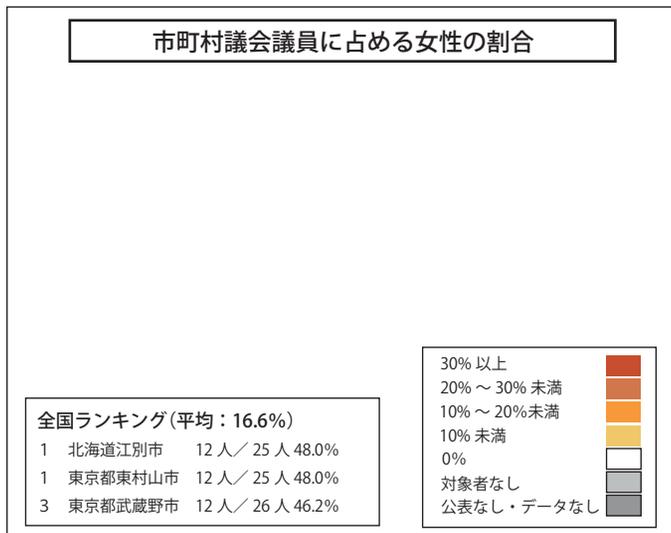
鳥取県内市町村女性参画状況 見える化マップ

令和元年度

内閣府男女共同参画局では、「女性活躍推進法」に基づく国・地方公共団体の女性活躍に関する取組み状況などを地図データを用いて可視化する「見える化マップ」をWEBサイトで公開している。そのうち、市町村における女性参画状況について鳥取県内市町村の情報は以下のとおりとなっている。



見える化マップ



第6次くらしよし男女共同参画プラン

倉吉市人権政策課

令和3年3月

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1

電話 0858-22-8130 FAX 0858-23-9100

電子メール danjo@city.kurayoshi.lg.jp